㈡　地域における特定政策課題の解決に資する事業であって次に掲げるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を追加することとした。

(1)　地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの（第五条第四項第三号イ関係）

(2)　地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、地域再生推進法人、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの（第五条第四項第三号ロ関係）

(3)　老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業（第五条第四項第三号ハ関係）

4　政府は、認定地域再生計画に記載されている3の㈡の(1)の事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとすることとした。（第一五条第一項関係）

5　認定地域再生計画に記載されている3の㈡の⑵の内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用の機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三二年法律第二六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすることとした。（第一六条関係）

6　認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている3の㈡の⑶の事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和二三年法律第一〇九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとすることとした。（第一七条関係）

7　地域再生推進法人の指定等

㈠　地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であって、㈡で定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができることとした。（第一九条第一項関係）

㈡　地域再生推進法人の行う業務を定めることとした。（第二〇条関係）

㈢　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四七年法律第六六号）第四条第一項の規定は、地域再生推進法人に対し、地域再生を図るために行う事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡の業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しないものとすることとした。（第二一条関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第七五号）（法務省）

1　判事の員数を三〇人増加することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三〇人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第七六号）（経済産業省）

一　石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正関係

1　目的

法律の目的に、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保することを追加することとした。（第一条関係）

2　石油基準備蓄量等の減少

我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生ずる等の場合において、石油基準備蓄量等を減少することができるものとすることとした。（第七条第三項及び第一一条第二項関係）

3　災害時石油供給連携計画の届出等

特定石油精製業者等は、共同して、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生ずる等の場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する災害時石油供給連携計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならないこととするとともに、当該計画の変更及び実施に係る勧告その他の必要な規定を設けることとした。（第一三条、第一四条及び第三三条関係）

4　公正取引委員会との関係

経済産業大臣は、災害時石油供給連携計画等の届出を受理したときは、その届出に係る災害時石油供給連携計画等の写しを公正取引委員会に送付するものとし、公正取引委員会は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、当該送付を受けた災害時石油供給連携計画等について意見を述べるものとすることとした。（第一五条関係）

5　石油販売業の届出

自動車に直接給油する事業を行う営業所（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有する石油販売業者は、あらかじめ、当該営業所の給油設備の規模を経済産業大臣に届け出なければならないものとすることとした。（第二七条第一項第五号関係）

6　国家備蓄石油の管理の委託

経済産業大臣は、国家備蓄石油（指定石油製品に限る。）の管理については石油精製業者等に委託することができるものとすることとした。（第二九条関係）

7　機構の特定石油精製業者等に対する援助

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、特定石油精製業者等による災害時石油供給連携計画の実施等に関し、必要な人的及び技術的援助を行うことができるものとすることとした。（第三四条関係）

8　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　石油需給適正化法の一部改正関係

1　目的

法律の目的に、我が国における災害の発生により国内の石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、石油の適正な供給を確保するための措置を講ずること等を追加することとした。（第一条関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正関係

1　業務の範囲の変更

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が現在実施している石炭資源及び地熱資源の開発を促進するために必要な業務及び石炭経過業務を機構へ移管し、並びに石油の備蓄の確保等に関する法律第三四条による援助業務を規定するための所要の措置を講ずることとした。（第一一条及び附則第六条関係）

2　経理の区分の変更

機構の業務規定の改正等に伴い、経理の区分を変更することとした。（第一二条関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　その他

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定することとした。（附則第二条～第一一条、第一九条、第二〇条及び第二二条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一二条～第一八条、第二一条及び第二三条関係）

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとした。
